令和6年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年3月14日(木) 質 問 者 日本共産党 真下 紀子 委員 答 弁 者 危機管理監、危機対策局長、危機対策課長

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

三 防災対策等について

(一) 避難所の運営管理等について

7日の防災対策の見直しに関する一般質問に対して、これまで国、道が大地震に伴う検証と共に防災基本計画、地域防災計画の見直しを行ってきたと答えました。また、能登半島地震から得られる課題も踏まえ、道の地域防災計画や避難所マニュアルを見直すとしたため、見直しの際の課題提起をする立場から、少し観点を絞って質問していきたいと思います。

1 災害中間支援組織の育成・強化について

今年1月にも、北海道地域防災計画の修正が示されておりまして、災害中間支援組織の育成・強化として、ボランティアやNPO組織の活動調整、災害ボランティアセンターの運営者や設置場所等の明確化に努める旨が記載されました。今後、どのように取り組むのかまず伺います。

2 避難所におけるジェンダー平等の視点について

能登半島地震の避難生活や活動の中でも、今ほど質問してきました性別役割分担、ジェンダーの 影響がクローズアップされております。

地域や組織のリーダーには男性が多く、女性から声を伝えづらいとの声が改めて紹介をされておりました。

特に、食事や掃除等の家事労働のような役割は 女性という、暗黙の了解のように役割が調整され て、女性が大きな負担を担い、休憩もままならな いなど、避難所での運営、活動状況に課題がある

(危機対策局長)

災害中間支援組織についてでございますが、国では、平成28年の熊本地震において、行政、社会福祉協議会、NPO等の多様な主体が、活動地域や活動内容を共有しながら被災者支援を行ったことで、効果的な活動ができたことから、大規模災害に備え、各地域で、平時から自治体を中心と関したNPO等との連携体制を確立することが必要との認識のもと、多様な主体による連携の必要性や取組事例を紹介したガイドブックを平成30年に作成したところでございます。

また、このガイドブックで示された被災者支援を行うNPO等の活動をコーディネートする、いわゆる災害中間支援組織の重要性の高まりを踏まえ、令和4年に、連携体制の構築強化に向けてまと事項を手引きとしてまとめ、地方自治体に示すとともに、昨年5月には、防災基本計画を修正し、都道府県による災害中間支援組織の育成・強化について明記したところであり、、本年1月に地域防災計画を修正したところでございます。

道といたしましては、多様な主体と連携した被 災者支援の体制づくりに向け、災害ボランティア に関わる関係団体や庁内関係部局とも連携しなが ら検討を進めてまいります。

(危機対策課長)

避難所運営におきます女性の参画についてでございますが、避難所の運営において多様な方々に配慮するためには、男女のニーズの違いなど、女性の視点も取り入れてきめ細かく対応できるよう女性参画の推進が必要でございます。

このため、道の避難所マニュアルでは、避難所における、女性専用スペースの確保や男女別・多目的トイレの設置について示しているほか、東日本大震災では避難所のリーダーが男性ばかりで女性が要望を言いにくいなどの事例を踏まえ、女性

質 問 要 旨

がリーダーシップを発揮しやすい運営体制を整備 することなどについて示しております。

ということなんですね。

道の地域防災計画では、「指定避難所の運営に おける女性の参画を推進する」と記載をされてい るわけですけども、性別役割分担が避難所生活に まで反映されるという視点は、これまでの北海道 地域防災計画の中で課題とされて、そして改善が 示されてきたのか伺います。

意識啓発は性別問わないでやっていただきたいんですね。それで、そのことによって女性の負担が増えては困るわけです。

3 ジェンダーの視点からの改善について

例えばトイレの掃除や食事の支度などが女性の 仕事と捉えられて、男性の協力が得られないなど の状況というのは想定されているのでしょうか。 実際に起きています。日ごろからジェンダー平等 の考え方・意識の醸成が必要と専門家の方の指摘 もあります。避難所での活動でジェンダーの視点、 道は改善する方向を示しているのか改めてお聞き します。

4 防災会議の女性委員について

そもそも、防災会議のメンバーに女性が少ないことをこれまでも問題としてきました。道は北海道防災会議の女性委員をゼロから増やしてきたと承知しておりますけども、2022年12月末で68人中11人、16.2%にとどまっています。

徳島県は50%、20%以上が23都府県にのぼる中で、北海道は今でも少ない方ですね。

計画にはこれまでどのように反映されて、今後改善を図るためにどう取り組むのかお聞きします。

また、道では、これまで、北海道防災総合訓練や市町村長を対象にした研修等におきまして、有識者から、男女共同参画の視点による避難所の運営体制や運営ルールなどの必要性や重要性についてお話をいただくなど、女性の防災リーダーの育成や意識啓発に取り組んできているところでございます。

(危機対策課長)

避難所運営における女性等の視点についてでございますが、東日本大震災など過去の災害事例において、女性等が避難所生活を送る上の課題の一つとして「調理や片付け、掃除が女性に集中」、あるいは「押しつけられる」といった役割分担では割分では、一個人のでは、一個人のではないでは、有識者に参画いただき、「避難所の管理責任者は女性と男性の両方を配置すること」、「役割を固定化しないだの意見を反映すること」、「役割を固定化しないだの意見を反映すること」、「役割を固定化しないだの意見を反映すること」、「役割を固定化しないだが、一つでではないであること」、「役割を固定化しないだが、一つででは、「過去では、「のは、こうに、「のでは、「のでは、「のでででは、「のででででは、「のでででででででいる。」といいます。

(危機対策局長)

防災会議の女性委員についてでございますが、道の防災会議委員は、災害対策基本法に基づき市町村長や消防機関の長など職位が指定されているほか、開発局などの国の地方機関やJR北海道等の指定公共機関の役員又は職員、このほか学識経験者などから選任されており、選任に当たっては、各構成機関から推薦をいただき、そのほとんどが機関の代表者や職位に基づく推薦となっております

このため、女性委員の登用率が極めて低い状況が続いておりましたが、その改善に取り組んできた結果、令和元年6月には委員67名中、女性4名でありましたが、現在、委員68名のうち女性11名まで登用が進んできたところでございます。

道といたしましては、女性委員の比率が高まることで、防災対策に女性の視点が取り入れられ、多様な人々に配慮したニーズの把握や対策が期待できることから、引き続き、職位等にとらわれず、女性委員を推薦していただくことを働きかけてまいります。

質問要旨答弁要旨

市町村の女性委員は5%なんですよね。北海道は非常に低いんです。その他に障がい者や高齢者、性のグラデーション等々、多様な声の反映が必要になりますから、その点も検討していただきたいと思います。

5 トイレ環境について

避難所生活において衛生環境の改善というのは 感染防止の観点からもQOLの観点からも重要で す。トイレの改善について、男女の所要時間の違 いや人数などを考慮して、どのように改善してい るのか伺います。

6 清潔の保持について

私、胆振東部地震のときに、先ほど質問に出ていましたスフィア基準の準用についてですね、求めていたのですけれど、その考え方というのは具体的に反映させる必要があると思うのです。

その中でもやはり気になるのは、断水時の衛生の保持なのですけれども、女性の生理への対応はもちろんですが、加齢に伴う尿漏れなどに対して、下着の交換や尿漏れパッド等の準備も必要と考えます。断水などによって洗濯がままならない中で、排泄に伴う清潔の保持のためにどのような準備がされ、また避難所で遠慮なく交換できる環境というのはどのように確保されているのか伺います。

皮膚トラブルへの対応もですね、是非検討して いただきたいというふうに思います。

7 避難所の防犯、性暴力未然防止と対策について

避難所生活の中で、今も女性や子ども等に対する性暴力の問題が浮上しています。なかなか被害が訴えられず、明らかになりにくいことなのですけれども、性暴力というのはどこでもあってはならないわけです。プライバシーが確保されにくい生活で、ジェンダー平等の視点から現状の対応にとどまらず、改善が必要だと考えます。また、性

(危機対策課長)

避難所におけるトイレの整備等についてでございますが、国の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」において、避難者の状況や被害の程度により必要個数が異なることから、各避難所では、トイレの待ち時間に留意をし、避難者数に見合ったトイレの個数と処理能力等を確保することとあわせて、女性トイレを多く設置することが必要とされております。

こうした国のガイドラインの趣旨も踏まえ、道の避難所マニュアルでは、断水などによりトイレが使用できない場合を想定し、簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにすることや、男性用、女性用、多目的トイレに分けるとともに、清潔な衛生環境を確保することを定めているところです。

また、道では、こうした取組を補完するため、 衛生面において優れたコンテナ型トイレの供給に 関しまして民間事業者と協定を締結するなど、災 害時のトイレの確保等に努めているところでござ います。

(危機対策課長)

避難所における環境整備についてでございますが、道の避難所マニュアルにおいては、おむつや 生理用品の確保をはじめ、消毒液を備えるなど、 避難所の衛生環境などを整備することや、携帯トイレや簡易トイレの確保、コンテナトイレの導入 など、多重的にトイレを確保するほか、プライバシーに配慮し、パーテーションなどで安心して利 用できる避難スペースを確保することとしております。

平成30年胆振東部地震においては、発災直後から段ボールベッドや仕切りパーティションを設置し、プライバシーを確保するなど、避難所における良好な生活環境に努めてきたところでございます。

(危機対策課長)

安全・安心な避難所運営についてでございますが、災害時に、様々な方が一定期間生活する避難所において、安全で誰もが安心できる環境を整えることは重要でございまして、道の避難所マニュアルでは、避難所での防犯対策として、避難所内に相談所を設けることや警察による巡回体制を確保すること、避難者同士の見守り体制の構築を図

質 問 要 旨 答 弁 要 旨

被害のリスクや実際に被害にあってしまった場合、 どこに相談できるのかなど、対応をどのように盛 り込んでいるのか伺います。 ることなど犯罪の発生防止に留意するよう努める こととしており、胆振東部地震でも、道警察にお いて女性警察職員により編成された通称「はまな す隊」が避難所を巡回し、被災者が安心して避難 生活を送るための活動を実施したと承知をしてお ります。

道としては、今後とも市町村などと連携をし、マニュアルの周知徹底を図るとともに、研修や訓練を繰り返し実施することなどにより、避難所生活における安全・安心の確保に努めてまいります。

8 避難所利用者の把握について

避難所利用状況の把握について、能登半島地震ではマイナンバーカードは活用できずに、交通系カードが効果を発揮したと報道されておりました。道ではどのように避難所利用者の把握を考えているのか。地震の被災前にデジタル技術による検討も進めるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

9 避難者把握のデジタル活用と運営への反映に

ついて

被災者台帳や避難行動要支援者名簿の作成にデジタル技術の活用を検討するというふうに記載されているわけですが、個別避難計画の作成に当たってどう活用できるのか。、避難所の運営においてもどう反映させようとしているのか伺います。

(危機対策課長)

避難所におけるデジタル技術の活用についてでございますが、社会全体でデジタル化が求められる中、防災対策や災害対応にデジタル技術を活用する取組は重要でございます。災害が発生した際に、避難者の動向などにおいて、こうした技術を活用することにより、リアルタイムで正確な情報収集や共有が可能となるなど、迅速・的確な応急対策が期待できるものと認識をしてございます。

道の地域防災計画では、被災者の避難状況の把握について災害時用の住民台帳など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましいとする一方で、個人データの取り扱いには十分留意することとしておりますことから、避難所利用者の把握におけるデジタル技術の活用などについては、こうした点も考慮しながら進める必要があると考えておりまして、今後とも、庁内関係部局が連携しながら、市町村に対する必要な助言等を行ってまいります。

(危機対策課長)

被災者の把握についてでございますが、国では、 被災者台帳の作成等の被災者支援手続に関する機 能を備えた「クラウド型被災者支援システム」を 構築し、令和4年度から地方公共団体情報システ ム機構が運用しているところでございます。

このシステムの導入により、住民基本台帳情報をベースとして、容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成支援の機能も備えており、行政事務の効率化が図られるものでございます。加えて、災害時に被災者が避難所に避難をした際、マイナンバーカードを用いた入退所管理ができ、迅速な避難者名簿の作成が可能でございます。

システムの導入に当たっては、運用を含めた経費負担のほか、既にこれに類する他のシステムを整備しているといった市町村もありますことから、道としても、引き続き、国と連携・協力しながら普及に努めてまいります。

マイナンバーカードにこだわらなくてもいいと 申し上げておきます。

10 在宅避難者への対応について

避難生活が長期に及ぶこともあって、健康管理や投薬等の管理が十分になされるか、喘息や糖尿病、また精神疾患など持病の治療に必要な常備薬の確保への対応が関連死を防ぐうえで重要と考えますが、どのように把握をして、必要な対応をとるのか伺います。

11 被災地支援に赴いた職員の知見の反映について

能登半島地震支援のために道職員300人近くを含み全道でのべ800人が現地に赴いていると承知しております。実際に体験し、課題に感じたことなどの現場の知見を地域防災計画にも反映することが重要だと思います。実際に支援に参加した職員の経験や問題意識、知見を反映して、バージョンアップすることを求めたいと思いますが、危機管理監の見解を伺います。

支援に赴いた職員には、リスペクトしながら、 是非対応していただきたいということを申し上げ ておきます。

(危機対策課長)

在宅避難者への対応についてでございますが、 道の地域防災計画では、やむを得ず指定避難所に 滞在することができない被災者に対しても、保健 師等による巡回健康相談や保健医療サービスの提 供等により、生活環境の確保に努めることとして いますほか、避難所マニュアルでは、被災した自 宅で避難生活を送る在宅避難者等への物資提供な どの対応拠点としても避難所は機能する必要があ るとしております。

道では、今年度実施した道防災総合訓練の避難 所運営訓練において、北海道薬剤師会の協力も得 て、避難者からの医薬品の相談対応に関する取組 を実施しましたほか、同会とは、災害時の医薬品 の補給等、医療救護活動が円滑に実施されるよう、 協定を締結しているところであり、引き続き、医 療関係機関の協力を得ながら、被災者の健康管理 に努めてまいります。

(危機管理監)

今後の被災地支援の取組についてでございますが、去る3月1日に開催されました国の能登半島地震復旧・復興支援本部におきまして、本部長りある岸田総理から「今回の一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がってきた課題を乗り越えるための方策等を洗い出し、今後の初動対応やな高急対策を強化するための措置等について、順次とりまとめ、今後の対策に反映すること」や、「まずとりまとめる」旨の方針が示され、一昨日、第1回目の検証チーム会合が開催されたものと承知してございます。

道としては、今月中にも、北海道防災会議の幹事会を開催し、能登半島地震における道をはじめとした関係機関の職員の活動事例や教訓などについて、意見交換を実施するとともに、国の動きも注視しながら、地域防災計画をはじめ、関係する計画やマニュアル、物資の備蓄状況などの点検に、速やかに着手をし、最終的には、国の検証結果なども、各種計画等の見直しに適切に反映してまいります。